

ヨコハマトリエンナーレ 2017 公式アプリケーション製作業務委託に関する プロポーザル募集要項

1 件名

ヨコハマトリエンナーレ 2017 公式アプリケーション製作業務委託

2 目的

これまで横浜トリエンナーレでは、ガイドブックや公式ウェブサイトを通して、作品及び作家解説等の展覧会情報を提供してきました。ヨコハマトリエンナーレ 2017 では、より幅広い層の来場者に対して、積極的な情報発信をするためのツールとしてスマートフォン専用アプリを製作し提供します。このことにより、本アプリを利用した来場者のヨコハマトリエンナーレ 2017 に対する満足度を向上させ、2020 年に開催予定の次回横浜トリエンナーレに向けた横浜トリエンナーレファン層の開拓に寄与することを目指します。

3 委託内容

ヨコハマトリエンナーレ 2017 公式アプリケーション製作業務

別紙「ヨコハマトリエンナーレ 2017 公式アプリケーション製作業務説明資料」の要件を備えた公式アプリを製作する。

4 委託者

横浜トリエンナーレ組織委員会

5 履行期間

契約の日から平成 29 年 12 月 31 日まで

6 業者選定方式

公募型プロポーザル

7 応募者の資格

本プロポーザルに参加しようとするものは、(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす者とし、かつ、参加資格を有することの確認を受けなければなりません。なお、(3)については、単体の企業及び共同企業体のいずれの場合も要件を満たす必要があります。

(1) 単体の企業の場合は、次の条件を全て満たすこと。

ア 平成 29 年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、物品・委託等関係において「コンピューター業務」の「細目 A システム開発・保守・運用」に登録が認められている者。ただし、左記登載者以外の者であっても、参加意向申出書の提出期限（平成 29 年 2 月 13 日（月））までに次に定める書類①～⑤を提出し、かつ横浜市入札参加資格申請を遅滞なく行うことを条件に、本プロポーザルへの参加を認めることとする。

① 現在事項証明書又は履歴事項証明書

…提出日から3か月以内に法務局で発行した全部事項証明書（写しでも可）

②納税証明書（「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明）

…提出日から3か月以内に納税地を所管する税務署で発行した「その3の3」（正本を提出）

③雇用保険の加入を確認できる書類

…労働局又は労働保険事務組合発行の労働（雇用）保険料の領収書の写し（申請日から直近の1回分）等

④健康保険及び厚生年金保険の加入を確認できる書類

…年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し及び厚生年金保険料の領収書の写し（申請日から直近の1回分）

⑤財務諸表の写し（直近2年分）

イ 過去3年以内に、展覧会やイベント、集客施設、地域観光など、利用者に向けた情報発信を目的としたアプリケーション構築の実績があること。

※参加意向申出時に過去の業務実績概要を提出してください。（様式は不問）

ウ 履行期間満了まで、業務を履行できること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者

オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。

カ 銀行取引停止処分を受けていない者

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立が行なわれている者（更生又は再生の手続開始の決定が行なわれている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めた者を除く。）でないこと。

ク 参加意向申出書提出期限（平成29年2月13日（月））から、受託者の特定の日までの期間中に「横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱」（平成16年4月1日制定）の規定による停止措置を受けていないこと。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていない者

コ 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

サ 過去または予定も含め、本公募の評価委員会の委員が属していない者

シ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者

(2) 共同企業体（当該業務を共同連帯して行うことを目的に、当該委託契約を種目又は細目別に分担した2以上のものが構成員となって結成した共同体。）である場合、次の条件を全て満たすこと。

ア 共同企業体は、7(1)イの実績を有すること。

イ 構成員は、7(1)ア及びウ～シの条件を全て満たすこと。

ウ 構成員は、3者以内とすること。

エ 幹事者を定め、全構成員の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印した共同企業体の協定書を締結すること。押印する幹事者の印は契約時に使用するものと同一のものを使用すること。

オ 構成員の分担業務が、業務の内容により「共同企業体協定書」により明らかであること。

※「共同企業体協定書」については、契約時に提出してください。

- (3) 共同企業体の各構成員は、当該業務について提案を行う他の共同企業体の構成員になっていないこと。また、共同企業体の構成員は、単体の企業として参加していないこと。

8 応募に対する制限

次の各項目に該当する者は応募及び共同制作者として参加することはできません。また、応募者は次の各項目に該当する者から支援を受けることはできません。

- (1) 評価委員会の委員の三親等以内の親族
- (2) 評価委員会の委員の三親等以内の親族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属している者

9 応募方法

本プロポーザルに参加する場合は、必ず参加意向申出書を提出してください。

- (1) 提出期限 平成 29 年 2 月 13 日（月） 午後 5 時まで【必着】

- (2) 提出先 横浜トリエンナーレ組織委員会事務局
(横浜市文化観光局文化プログラム推進課内) 担当 藤森、堤
〒231-0015 横浜市中区尾上町 1-8 関内新井ビル 6 階
電話 045-671-2278

- (3) 提出方法 郵送（配達記録郵便又は書留）又は提出先への持込み

※注意 提出期限を過ぎた場合は、受け付けません。ただし、配達業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。

郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

持込の場合は、平日午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時までの間に受け付けます。

- (4) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式 1-1：単独提案の場合）（様式 1-2：共同提案の場合）
1 部

イ 業務実績 1 部（様式自由。応募資格のうち、7(1)イについて確認できるもの。）

ウ 誓約書（様式 1-3） 1 部（共同提案の場合は、参加する構成員各 1 部ずつ）

エ 参加資格確認結果通知書の返信用封筒 1 枚

※定形サイズの封筒を使用し、通知書郵送先のあて先を明記のうえ、82 円切手を貼付してください。

- (5) 参加資格確認結果の通知及びプロポーザル関係書類提出要請書の交付

応募者の参加資格を確認し、資格の有無に関わらず、参加資格確認結果通知書（様式 5）

を郵送します。（発送予定日 平成 29 年 2 月 20 日（月））

なお、提案資格があることを確認できた場合は、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（様式 6）を交付します。（交付方法 電子メールによる交付）

10 提案書の提出

(1) 提出書類

ア 提案書

イ 参考見積書（様式 4）

※併せて内訳書も提出ください。

概算業務価格（上限）は 3,800 千円（税込）です。

ウ 直近 2 か年分の決算報告書（共同提案の場合は構成員それぞれのもの）

(2) 提出部数 9 部（正 8 部 複写用 1 部）

(3) 提出期限 平成 29 年 3 月 13 日（月）午後 5 時まで【必着】

(4) 提出先 9 (2) と同じ

(5) 提出方法 9 (3) と同じ

(6) その他

用紙の大きさは原則 A 4 版縦、横書き、左綴じ、ワープロ印刷（片面印刷）とします。ただし、記載内容により、見易さ等に配慮して A 4 版横又は A 3 版（綴じの際は A 4 版の大きさに折り込むこと）のページを含んでいても構いません。

11 提案書の内容

提案内容の詳細については、別紙「提案書作成要領」を参照してください。

12 提案書の評価基準

別紙「提案書評価基準」のとおりです。なお、参考見積金額は評価の対象としません。

13 プロポーザルに関するプレゼンテーション・ヒアリング

次により提案内容に関するプレゼンテーション・ヒアリングを行います。

(1) 実施予定 平成 29 年 3 月下旬（予定）

(2) 会場 〒231-0015 横浜市中区尾上町 1 - 8 関内新井ビル 6 階
局会議室

(3) 出席者 統括責任者を含む 3 人以下としてください。

(4) 所要時間 説明時間として、1 者約 20 分を予定しています。別途質疑応答を行います。

(5) 内容

ア 提案書に記載した内容について、説明していただきます。パワーポイント等の使用は可能ですが、提案書に記載した内容に限り認めます。

イ ノートパソコン・プロジェクタ等機材を持ち込む場合は事前に連絡ください。

(6) 結果通知日 平成 29 年 4 月上旬

(7) その他

ヒアリングの日時等詳細は別途お知らせします。

14 手続において使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

15 契約書作成の要否

要します。

16 関連情報の入手先

横浜トリエンナーレのホームページ

(参照 URL : <http://www.yokohamatriennale.jp/>)

17 その他

(1) 本プロポーザルは与えられた条件下において参加者の考え方や具体的な準備・運営に関する実力等を「提案」を通して評価し、委託業者を選定するものです。業務の実施に関しては、プロポーザルの内容にかかわらず、横浜トリエンナーレ組織委員会と協議の上行うこととします。

(2) 業務の全部を再委託することはできません。

18 事務局

横浜トリエンナーレ組織委員会事務局

(横浜市文化観光局文化プログラム推進課内) 担当 藤森、堤

所在地 〒231-0015 横浜市中区尾上町 1 - 8 関内新井ビル 6 階

電 話 045-671-2278

F A X 045-663-1928

※提案書作成に関する質問は、別添「提案書作成要領」の規定のとおり電子メールを使用してください。電話及びFAX等による質問の受付及び回答は一切いたしません。

ヨコハマトリエンナーレ 2017 公式アプリケーション製作業務委託
公募型プロポーザル方式による受託候補者特定スケジュール

平成 29 年 2 月 1 日 (水)	プロポーザル告知 (HP への掲載)
平成 29 年 2 月 13 日 (月) 17:00 必着	参加意向申出書の提出期限
平成 29 年 2 月 20 日 (月) まで	参加資格確認結果通知・提出要請書の送付
平成 29 年 2 月 27 日 (月) 17:00 必着	質問書の提出期限
平成 29 年 3 月 6 日 (月)	質問回答
平成 29 年 3 月 13 日 (月) 17:00 必着	提案書の提出期限 ※応募多数の場合は、第 1 次評価を実施。
平成 29 年 3 月下旬	プロポーザル・プレゼンテーション 第 2 次評価 評価委員会による評価 最適提案の特定
平成 29 年 4 月上旬	契約業者選定委員会 結果報告